

第4章

全体構想

第4章 全体構想

1. 将来都市構造の考え方と設定

第3章に記載している「まちづくりの基本的な考え方」「まちづくりの基本目標」を実現するための将来的な都市構造は、「拠点（点・円）」「交流軸（線）」「土地利用ゾーン（面）」の要素から構成されたものとします。

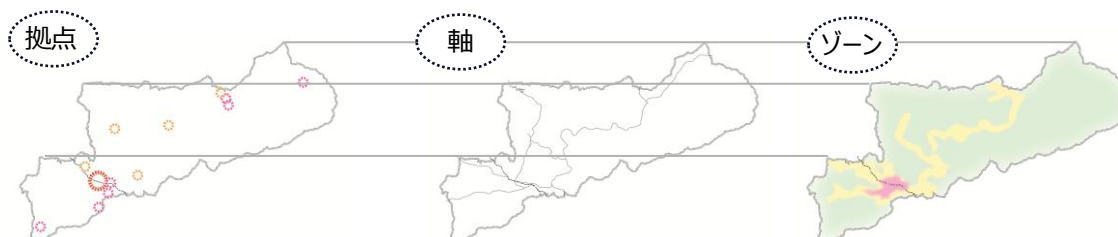


図 4-1 将来都市構造の考え方イメージ図

1-1. 拠点（点・円）

土地利用構成や都市機能の集積状況、地域の資源をいかしつつ、本町全体又は地域の中心として必要となる都市機能を集積・配置する機能として、「拠点」を設定します。

表 4-1 拠点（点）分類内容及び区域等

名称	内容	区域等
中心拠点	本町を代表する市街地として、住民の生活を支える主たる都市機能が集積し、かつ、町域のいずれからもアクセスしやすい市街地を、「中心拠点」に位置付けます。	近永駅及び出目駅周辺地区、深田駅周辺地区
地域生活拠点	地域を代表する集落地として、住民の身近な日常生活を支える都市機能が一定程度集積し、地域内のいずれからも比較的アクセスしやすい集落地を、「地域生活拠点」に位置付けます。	好藤公民館、愛治公民館、三島公民館、泉公民館、日吉支所、日吉公民館
観光交流拠点	来訪者を迎える代表的な市街地・集落地として、来訪者のアクセスや余暇活動を豊かにする機能を有し、かつ各種の情報収集が可能な市街地・集落地又は本町の主要な観光・レクリエーション施設を、「観光拠点」に位置付けます。	道の駅広見森の三角ぼうし、道の駅日吉夢産地、鬼北総合公園、奈良山等妙寺史跡公園、成川溪谷休養センター、節安ふれあいの森、明星ヶ丘文化施設 等

1-2. 交流軸（線）

広域都市圏、町外、町内の各拠点を相互に連絡し、住民の生活や経済活動、来訪者の円滑な余暇活動を支える機能として、「交流軸」を設定します。

表 4-2 交流軸（線）分類内容及び区域等

名称	内容	区域等
広域交流軸	町と広域都市圏を結ぶ鉄道・主要地方道を位置付けます。	JR予土線 広見吉田線 広見三間宇和島線
地域内交流軸	町外及び町内の各拠点を結ぶ道路を位置付けます。	国道320号、国道441号 他
河川環境軸	自然環境の保全とともに、住民の憩いの場として活用する主要河川を位置付けます。	広見川、奈良川、三間川

1-3. 土地利用ゾーン（面）

町域の地域特性を踏まえ、自然環境の保全や市街地・集落地形成の考え方といった一定のまとまりある土地利用の方向性を示すものとして、「土地利用ゾーン」を設定します。

表 4-3 土地利用ゾーン（面）分類内容及び区域等

名称	内容	区域等
市街地ゾーン	住民の生活を支える商業機能や業務機能、公共公益機能が立地し、かつ、住宅等が一定程度集積している市街地・集落地で、市街地環境の維持・向上を図る範囲を、「市街地ゾーン」に位置付けます。	一定程度人口集積がみられる区域
田園集落ゾーン	農地等の主たる土地利用に集落の広がりがあるところにおいて、農業環境を保全しつつ集落環境の維持・改善を併せて図る範囲を、「田園集落ゾーン」に位置付けます。	農用地区域
自然環境保全ゾーン	森林や河川、水面で、将来にわたり自然空間として保全を図る範囲を、「自然環境保全ゾーン」に位置付けます。	地域森林計画対象 民有林、国有林

1-4. 将来都市構造

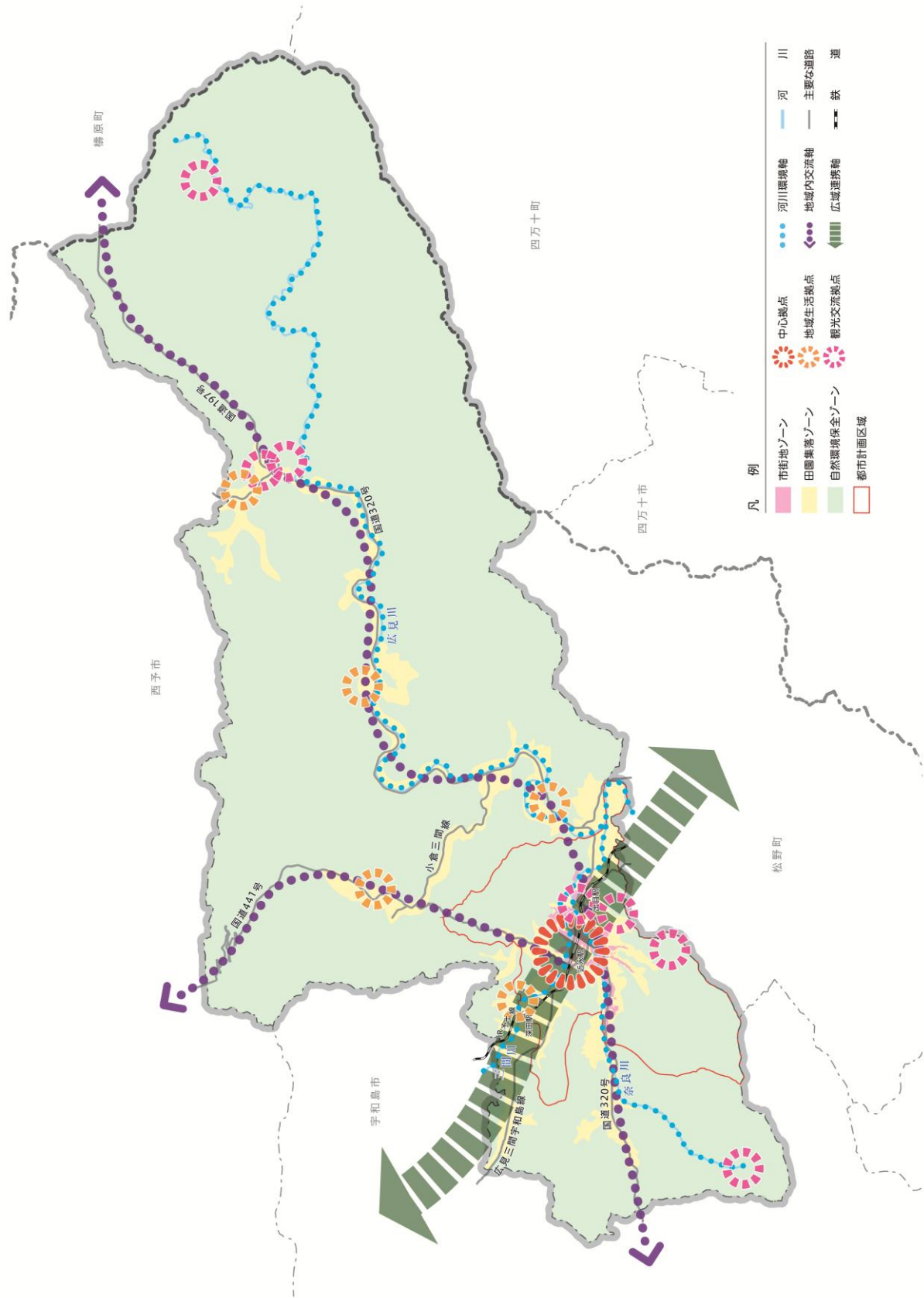


图 4-2 将来都市構造图

2. 分野別構想

2-1. 土地利用に関する方針

本町は、森林法、農地法、自然公園法による法規制がされている地域が多くあります。これら法規制において保全する必要のある地域については、将来にわたって保全を図ることを前提とし、土地利用方針を示します。

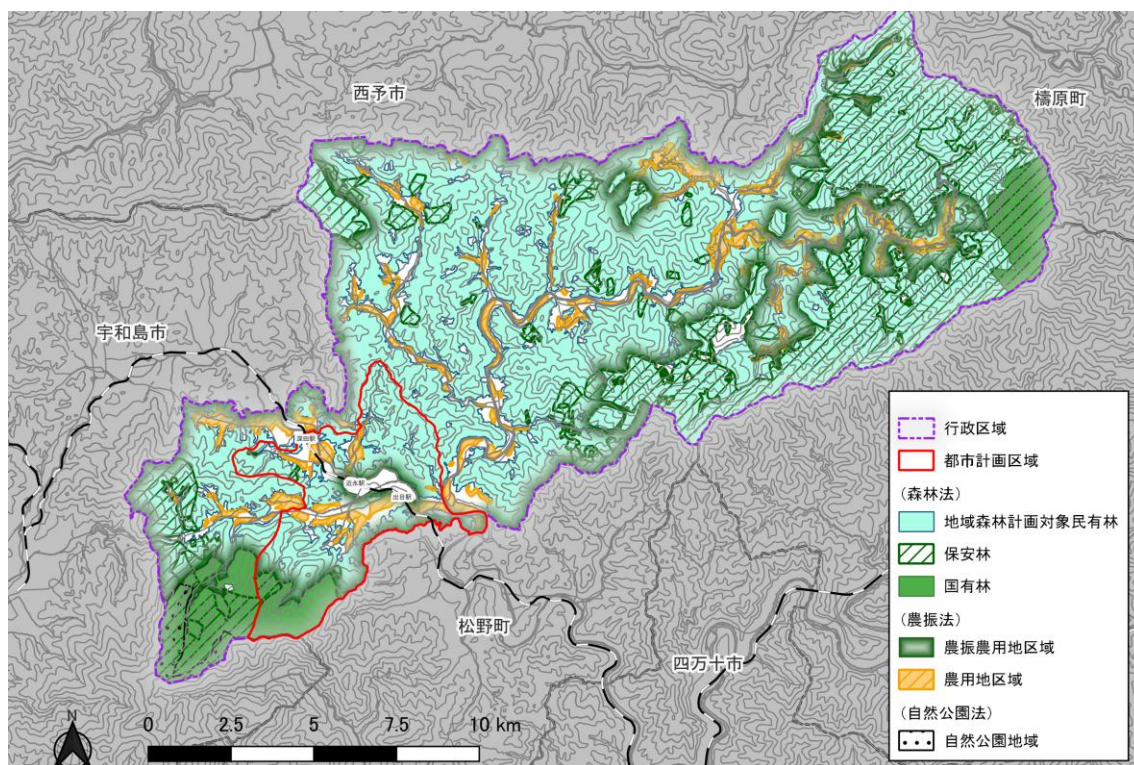


図 4-3 法規制の状況（「第2章 3-4 土地利用現況」再掲）

表 4-4 各地域区分の定義等

地域区分	国土利用計画法上の規定	運用
都市地域 ・都市計画区域	一体の都市として総合的に開発し、整備し、及び保全する必要がある地域	都市計画法第5条により都市計画区域として指定されている又は指定されることが予定されている地域
農業地域 ・農振農用地区域 ・農用地区域	農用地として利用すべき土地があり、総合的に農業の振興を図る必要がある地域	農業振興地域の整備に関する法律第6条により農業振興地域として指定されている又は指定されることが予定されている地域
森林地域 ・地域森林計画対象民有林 ・保安林 ・国有林	森林の土地として利用すべき土地があり、林業の振興又は森林の有する諸機能の維持増進を図る必要がある地域	森林法第2条第3項に規定する国有林の区域又は同法第5条第1項の地域森林計画の対象となる民有林の区域として定められている又は定められることが予定されている地域
自然公園地域	優れた自然の風景地で、その保護及び利用の増進を図る必要がある地域	自然公園法第2条第1号の自然公園として指定されている又は指定されることが予定されている地域

(1) 市街地ゾーンの土地利用方針

● 中心市街地の活性化及び住環境の改善又は維持に関する方針

中心市街地に医療・福祉、教育・文化、商業等の都市機能を集積した集約型都市構造を構築することにより、コンパクトなまちづくりを推進します。また、増加傾向にある空き家等については、空家等対策計画に基づき、その実態を把握し、地域住民等とも連携して、適正な維持管理を図るとともに、利活用等の方策を検討します。

① 商業・業務地

<近永駅周辺>

本町の玄関口として、情報発信・交流・にぎわいの拠点としての施設整備や、都市機能の維持及び機能増進、近永駅周辺の商店街（近永商店街）の活性化に向けた取組を進めます。また、現在進められている「近永駅周辺賑わい創出プロジェクト」と連携し、多世代交流施設を拠点とした住民の活動支援及びまちづくりの情報発信を行います。サテライトオフィスやワーケーション拠点施設への事業所誘致といった開業支援や空き家・空き地の利活用により、地域の特徴をいかした魅力ある商業・業務地の形成を図ります。

<道の駅広見森の三角ぼうし>

住民だけではなく町外からの来訪者も訪れる広域交流拠点として、大規模改修の実施に努めるとともに、町の特産品PRや新たな物産品の開発による町の魅力発信に資する取組を行います。

<商業・業務地>

永野市交差点（国道320号と国道381号の交差点）を中心とした沿道については、地域のニーズに応じた施設の誘導と沿道環境の形成を図ります。

② 住宅地

<近永駅周辺>

引き続き、ゆとりある低層・低密度の住環境を維持します。また、「まちなか居住」を誘導するため、空き家の有効活用に向けた情報発信（空き家バンク制度）や移住・定住支援を積極的に実施します。

<幹線道路の沿道>

引き続き、住宅地としての良好な環境の維持を基本に土地利用の誘導を図りつつ、一定程度の商業施設や生活サービス施設の立地を許容することで、住宅地の生活利便性を確保します。

③ 工業地

<広見工業団地他>

工場や住宅等が混在している地域では、周辺環境との調和を図りつつ、工場の操業環境を維持します。近永アルコール工場跡地の活用については、跡地整備計画の策定に努め、有効な土地利用の検討を行います。

(2) 田園集落ゾーンの土地利用方針

● 計画的な都市的土地利用の実現に関する方針

住宅地として既に集落を形成している地域においては、今後とも集落住民の快適な暮らしを支えるため、住環境の向上に努めるとともに、農業生産活動と生活の調和を考慮した適切な土地利用を図ります。

<集落地>

地域生活拠点周辺の住宅地については、地域の生活を支える利便施設や公共施設の維持を図ります。既存の集落地では、周辺の農地や樹林地の調和に配慮した居住環境の維持に努めます。

● 優良な農地の保全と活用に関する方針

三間川及び奈良川等の周辺に広がる優良な農地については、大切な食糧生産の場であり、都市的土地利用と農業的土地利用の健全な調和の観点から、農業振興地域整備計画の活用等、適正な土地利用規制によりまとまった優良農地の保全を図ります。また、都市部との交流のための農業体験の場として、グリーンツーリズムの促進に努めます。

<農地>

農業振興地域内の農用地区域の農地は、鳥獣害対策を行い、ため池の計画的な改修、圃場や農作業道、用排水路等の農業生産基盤を充実することで、優良な農業生産の場として保全を図ります。また、鬼北町農業公社及び日吉農林公社による農地保全活動を推進するとともに、関係課と連携し、集落営農の組織化や新規就農者の支援、スマート農業の推進等により、農地の利用促進に向けた取組を支援します。

● 災害防止の観点からの市街化の抑制に関する方針

山間部等に分布する保安林区域、砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域等各種法令に基づき、既に指定・公表されている災害発生の危険性が高い区域については、災害防止の観点から開発を抑制します。



鬼北町内の優良農地



農村体験

(3) 自然環境保全ゾーンの土地利用方針

● 自然的環境形成の観点から必要な保全に関する方針

本区域の外縁部を取り巻く森林、里山や平野部を流れる三間川及び奈良川等の水辺空間については、水源涵養や治水の役割を担う重要な自然的環境として、今後も景観計画に基づき景観の保全を図るとともに、環境の負荷が少ないまちづくりの取組を進めます。

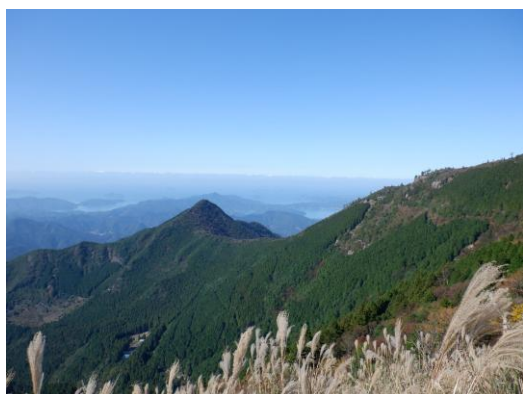
<森林>

山間地や丘陵地の森林は、水源の涵養、土壌の保全、地球温暖化の抑制、生物多様性の確保、観光・レクリエーションの場、木材の生産、環境教育等の多様な側面において欠かすことのできない重要な町の資源として、森林整備計画に基づき引き続き維持・保全を図るとともに、担い手確保に向けた新規就業者への支援を行います。また、林道の改良・開設に及び林道施設の補修を計画的に行い、森林経営の拡大に努めます。

<河川・水面>

河川における多自然型工法による護岸整備や、親水空間としての周辺整備の促進により、自然観察やアクティビティをはじめとする観光・レクリエーションの場として活用を図ります。

四万十川の最大支流である広見川等を中心に、広見川等をきれいにする連絡協議会による水質検査や、河川清掃等による水質浄化の取組を進め、流域住民の生活環境の保全を図ります。



鬼北町内の森林



河川清掃活動

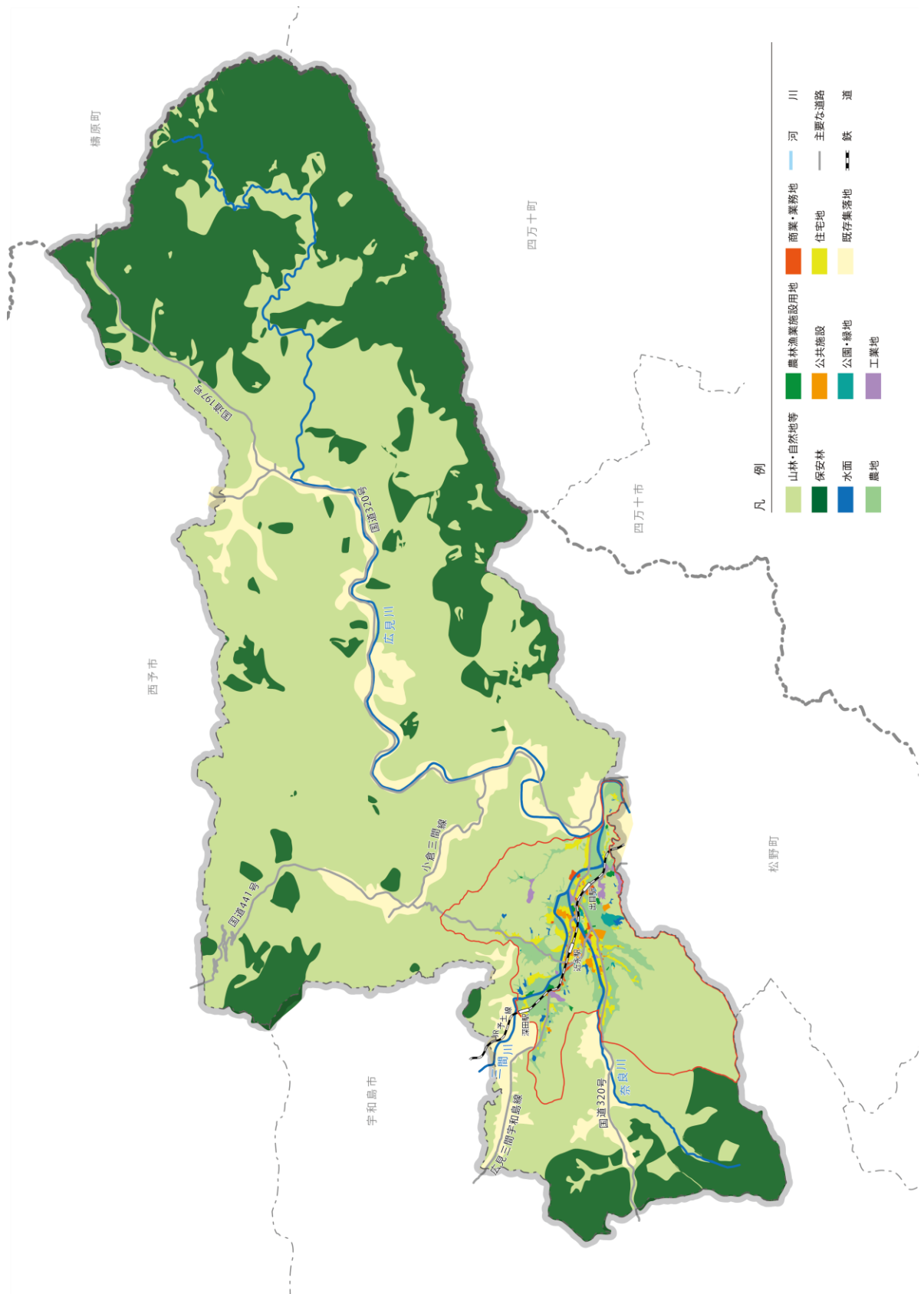


图 4-4 土地利用方針図

2-2. 道路・交通に関する方針

(1) 道路交通ネットワークに関する現状と課題

公共交通は、JR 予土線と民間路線バス 2 路線のほか、町営による代替バス 3 路線が運行しています。近年、自家用車の普及により公共交通機関の利用者が大幅に減少している一方、高齢者等にとっては通院や買い物等のための重要な生活の足であるにも関わらず、十分な活用が図られていない面もあります。鉄道利用に関しては、通勤通学での利用や、観光での利用を促進するため、予土線利用促進対策協議会の構成市町と JR 四国と連携した取組が不可欠です。

また、四国横断自動車道・三間 IC の開通等により、自家用車利用はさらに増加していると考えられます。費用対効果を検討しつつ、計画的に道路や橋りょうの整備・補修を行っていく必要があります。

(2) 道路交通ネットワークの基本方針

●周辺都市との交流・連携の促進と安心して快適な交通ネットワークの構築

宇和島圏域定住自立圏を構成する一都市として、本区域内外の交流・連携・発展を促進する効率的で円滑な総合交通体系の実現に努めます。また、地域公共交通計画に基づき、地域の実情や需要に見合った、持続可能な公共交通の形成を図ります。

(3) 道路交通ネットワーク別の方針

① バス

地域の実情を踏まえた持続可能な公共交通の確保に向け、移動実態に応じてダイヤ等の見直しを検討により他路線との接続状況の改善を図るほか、地域通貨（K I H O C A）システム等による公共交通の利便性を維持する利用促進策等の実施に努めます。

- 利用者のニーズに合った運行形態の検討を含む「地域公共交通計画」と連携し、利便性の向上を図ります。

② 鉄道

JR 予土線を主要な公共交通施設と位置付け、これを維持するとともに、各種交通機関との乗り継ぎ強化等による利便性の向上を図ります。また、近永駅については、鉄道駅が有する交通結節点機能の向上について、駅舎及び待合所のバリアフリー化に向けた改修を検討します。

- JR 四国と連携し、観光客誘致のための観光列車の運行を検討し、企業・NPO・地元団体と連携した鉄道の観光面の強化に努めます。
- 自転車との併用の利便性向上のため、駐輪場整備や列車への自転車持込みのほかコミュニティサイクル等新しい取組を検討します。

③ 道路

広域的な交通処理を円滑に行うため、本区域の中心部で交差し、放射型に周辺市町と連絡する国道 320 号、国道 441 号等を広域道路ネットワークの根幹となる路線と位置付け、これら路線の有効活用・機能強化を図ります。

老朽化が進む道路・橋梁については、改良・補修を進めるとともに、安全な道路環境の確保に向け、街路灯の LED 化やガードレール、カーブミラーの設置を進めます。

- 都市活動をより効率的なものとするを旨とし、緊急輸送道路ネットワークの構築も考慮した道路ネットワークを確立するため、広域交流の骨格となる広域幹線道路網に加え、主要地方道、一般県道及び町道からなる道路網の充実を図ります。
- 点在する公共施設や商業地を回遊可能なものとするため、ユニバーサルデザインの導入の推進や観光案内版の見直しを含む快適な自転車・歩行者空間の整備を行います。

2-3. 都市施設に関する方針

(1) 都市施設に関する現状と課題

本町の公園や下水道等の都市施設は一定程度充足していますが、今後の人口減少や本町の厳しい財政状況を踏まえると、長寿命化等により既存ストックの有効活用を図るとともに、施設の集約化等の検討が必要です。

こうした中、子育て世帯に魅力的なまちづくりや高齢者が住み続けられるまちづくりといった少子高齢化への対応を踏まえながら、住宅地の至近に子どもが安全に遊べる公園が少ないといった声があることから、街区公園やポケットパーク等の整備も検討も必要となっています。

(2) 都市施設の基本方針

●全ての人が健康で快適に過ごせるまち

小規模な都市公園については、子どもや親同士の交流の場となるような身近な公園の整備・改良に努めます。下水道施設については、人口減少に伴う事業計画の見直しを踏まえ、計画的な管路の維持管理を実施します。

(3) 都市施設別の方針

① 都市公園

公園・緑地は、安らぎや憩いを享受できる空間であることに加え、災害時における避難場所の機能を兼ね備えています。また、コミュニティの形成や地域づくりの拠点としても重要な役割を担っているため、多世代が安全・安心に利用できる公園・緑地の整備・利用・管理が求められています。

- 鬼北総合公園をはじめとした公園・緑地は、スポーツ・レクリエーションの場としてだけでなく、災害時の避難場所等としても重要な役割を担うため、適正配置と積極的に整備・改修を図ります。
- ポケットパークといった子どもや親同士の交流の場となるような身近な公園の整備・機能充実に努めます。
- 花いっぱい運動では住民自らが取り組む環境保全への活動への支援を継続します。

② 上下水道

水道管の耐震化を進めるとともに、老朽化した水道管の計画的な更新を進めます。

住環境の向上と河川環境の保全のため、公共柵（ます）に未接続の建物については、浄化槽整備による水洗化率向上を図ることで、地域の実情に即した効率的な処理方法による整備推進を図ります。

- 地域の実情に即した生活排水処理施設の整備更新を図ります。
- 農業集落排水施設の適切な維持管理の実施を行うとともに、効率化・長寿命化に努めます。

2-4. 公共施設に関する方針

(1) 公共施設に関する現状と課題

本町ではこれまで住民ニーズに応じて、多くの公共施設のインフラ整備に取り組んできましたが、これらの施設も老朽化が著しく、今後の維持管理や更新に膨大な経費が必要になることが見込まれます。また、人口減少や少子高齢化が進行する中、町税や地方交付税の減少等が見込まれ、財政は一層厳しさを増しており、施設ごとの更新費用を捻出していくことが厳しい状況にあります。

このような近年の状況を鑑み、計画的な改修工事を行うことによって施設の保全に努め、人口減少に対応した施設運営を目指す必要があります。

(2) 公共施設の基本方針

居住を誘導するエリアには、都市機能を一定程度確保する必要があります。本町においては、施設の新設は原則として行わず、施設の更新（建替）時には複合施設を検討します。

- 長寿命化、維持補修計画を適正に行い、既存施設の有効活用を図り、新設は原則として行わず、新設が必要な場合は、必要性や優先順位、費用対効果を考慮して行います。
- 事業手法としては、民間活力の導入等を幅広く検討し、少子高齢化、人口減少に対応した持続可能なまちづくりを推進します。また、ICTの導入による施設の機能充実を図ります。
- 施設の統合・整理や遊休施設の活用、施設の複合化といった手段によって、機能を維持しつつ、施設総量を縮減します。

(資料：鬼北町公共施設等総合管理計画)

(3) 公共施設別の方針

●町民の利便性に配慮した計画的・効率的な施設運営の推進

① 施設の複合化の推進

施設の更新を行う際は、近隣の類似施設との統合や複合化を検討します。また、遊休施設の活用、施設機能の複合化により、機能を集約しつつ、施設総量を縮減していきます。

② 施設の計画的・効率的な維持管理の推進

長寿命化、維持補修計画等を適正に行い、既存施設の有効活用を図り、新規整備は原則として行わず、施設の長寿命化を進めます。また、施設の維持管理及び運営については、民間活力の導入等も幅広く検討していきます。各公民館は、どこでも誰でも学べる生涯学習の拠点として施設や整備の更新・充実を図ります。

③ 適正規模・適正配置の検討

新設や改修を計画的に進め、保育所の保育環境の向上に努めます。

小・中学校の適正規模・適正配置について検討を行い、一定の学校規模を維持しながら、子供たちにとってより良い学習環境の確保を図ります。

公営住宅では、奈良・小串団地の建替えを進めるとともに、適正な配置に努め、長寿命化計画に基づいた予防保全を取り入れた維持管理を進めることにより、快適に暮らせる住環境の創出に努めます。

医療施設については、町立北宇和病院を中核に、町立診療所や民間医療施設と連携を図りながら、地域医療の適正化に努めます。

2-5. 防災に関する方針

(1) 防災に関する現状と課題

本町は、平成30年7月豪雨による土砂崩れ、河川氾濫、浸水等の被害が生じています。今後においても、豪雨災害の頻発化や大規模地震の発生による被害が懸念されます。

こうした災害に対し、住民の生命や財産を守り、安全で安心な暮らしを確保するため、鬼北町地域防災計画に基づき、災害の発生を予防し、被害を最小限とする取組を進める必要があります。

(2) 防災の基本方針

●安全・安心な防災まちづくりの推進

大規模災害に備え、円滑な避難や緊急支援物資の輸送、避難場所の確保のための都市施設の整備、河川や砂防等の防御施設の整備等のハード対策と、避難訓練やハザードマップによる周知等のソフト対策を適切に組合せることにより、誰もが安全・安心に暮らすことができる災害に強いまちづくりを推進します。

(3) 防災まちづくりの方針

① 耐震化や不燃化の促進

市街地においては、火災や地震の被害を最小限に抑えるため、建物の耐震化や不燃化を図るとともに、燃えにくい構造への転換を進めます。住宅と工場が混在している地区では、住工分離を推進し、良好な居住環境の保全に努めます。

鬼北町耐震改修促進計画に基づき、耐震診断や耐震改修の補助等の支援による住宅の耐震化を進めます。また、宅地の耐震化を推進するため、大規模盛土造成地マップの周知を行い、災害防止対策の実施等、必要な対策について検討します。

空き家については、火災や倒壊による危険を回避するため、老朽危険空き家等の除却に対する支援等を推進します。

② 避難路・避難場所の確保と防災機能の充実

電柱やブロック塀の耐震化を実施し、延焼防止や避難路として機能する道路や街路の整備を推進します。また、避難所となる小中学校や地区公民館等の耐震対策や公共施設の機能強化や、水防倉庫、備蓄倉庫、耐震性貯水槽の整備を図ります。

水防資器材の整備と点検を行い、日頃の備えによる災害時の迅速な対応につなげるとともに、応急給水計画の策定を図ります。

③ 浸水対策の整備・強化

洪水による浸水被害のおそれがある地域では、コンパクトなまちづくりの推進により、居住誘導区域へ住宅地を誘導するといった災害リスクを考慮した適切な土地利用を推進します。

河川整備やダム等の治水施設の整備による浸水対策や、大規模地震に備えた堤防の強化を図るハード対策と、ハザードマップの公表等のソフト対策を組み合わせた総合的な治水対策を推進します。

④ 土砂災害対策の整備・強化

関係機関と連携して土砂災害危険箇所対策、地すべり対策、急傾斜地崩壊対策及び砂防施設の整備促進により、土砂災害対策を推進します。

⑤ 情報発信と地域防災力の向上

災害情報を確実に伝えるため、光ケーブルを活用し、様々な媒体を通じて防災情報の発信を行うとともに、土砂災害警戒区域や浸水想定区域等を周知するハザードマップによる災害に関する情報提供を行います。

定期的な避難訓練の実施による住民の防災意識の向上を図り、地域防災リーダーの育成といった地域防災力の向上に向けた取組を進めます。

⑥ 復興に向けた事前準備の検討

災害時に早期かつ的確な復興都市づくりを進めるため、事前復興まちづくり計画や、仮設住宅の建設候補地の選定といった復興に向けた事前準備の取組を検討します。



備蓄倉庫



避難訓練